

多摩川源流地域における狩猟文化史に  
関する研究

2005年

井村 礼恵  
東京農工大学連合大学院生

## 目次

序章	2
第1章 調査の概要	4
1-1 調査地域の概要	4
1-2 調査方法	4
第2章 調査結果	5
2-1 鉄砲撃ち	5
2-2 鉄砲撃ち言葉	5
2-3 獲物	6
1) 獣害	6
2) 狩猟鳥獣の生態	6
3) 病気	8
2-4 猟銃による狩猟	8
1) 狩猟用具	8
2) 着装具	9
3) 方法	10
2-5 ワナによる狩猟	13
1) ワナ猟	13
2) ククリワナ	13
3) ハネワナ	14
4) オキワナ（トラバサミ）	14
5) 箱ワナ	14
2-6 猟犬	15
2-7 解体	16
2-8 調理	17
2-9 利用	18
2-10 信仰と禁忌	19
第3章 考察	21
謝辞	22
参考文献	23
資料編（写真）	24

## 序章

全国的に狩猟者は減少傾向にある。しかし、近年において増加する耕作地と山林に対する獣害への対策としての狩猟、そして狩猟文化が地域内で伝承してきた伝統智の継承が果たす役割は大きい。特に山村においては、地域の地形・風土・生態について、狩猟採集をする行為によって得られる知識は価値ある地域内で伝承されるべきものである。

狩猟に対し、一般の世間の理解は低い。その理由としては、「①人間が破壊してきた生態系を整える働きのための殺生等」「②銃の所持や使用」に関しての否定感を持っている人が多くいる。しかし、千葉徳爾が「狩人はそれなりの動物学というものを心得ている」と述べているように、地域の生態に対する知識と価値観は長い歴史を経て蓄積され伝承されている。小菅村の狩猟家酒井崑氏の「食わないなら、撃つじゃねえ」という言葉や、「自分の家では、砕けた肉を食って、人にはいい所をやるだよ」という青柳一夫氏の言葉は、「地域内生態が循環」「交換の法則」が存在している山村社会の生活の価値観そのものを表すものであり、小菅の鉄砲撃ちの伝承がいかなるものであるかを示すものでもある。

また、猟銃の所持責任や鳥獣の生態への理解責任を認められた上で狩猟者は狩猟を行っている。その責任について法律が定め、狩猟者が義務に基づき行っていることをいくつか初めに記しておく。狩猟免許の更新にあたり講習の受講が次の法律により義務付けられている。『鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年制定）』により、「第十一条：管轄都道府県知事は、（中略）狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、鳥獣保護及び狩猟に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて、三時間以上の講習を行うものとする。」また、射撃教習は免許取得時及び更新時に行われている。『銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（昭和 55 年制定）』により「第十条の二：（前略）猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。」さらに、銃もガンロッカーによる保管が義務づけられている。『銃砲銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（昭和 46 年制定）』の「第十条の三の二：（前略）鉄砲の保管は、堅固な保管設備に施錠して行わなければならない。」

このような現状の中、農耕文化よりも古くから人類の営みとして行われてきた狩猟採集の現代的な存在意義を再考察する必要がある。環境省によれば、狩猟の意義や役割は、①趣味としての楽しみ②自然資源の持続的利用③農林水産被害の予防④日本在来種の保護、

があげられている。

これまでに、民俗学や民族学において、千葉徳爾や梅棹忠夫、直良信夫などが国際的な狩猟文化と農耕文化の比較、日本国内での狩猟文化の調査・研究を報告している。狩猟犬に関する研究は遺伝子の遅れている。狩猟に関する調査研究はこれまでもなされている。小菅村の狩猟文化については『小菅村郷土小誌』に享保 15 年の記録の紹介と明治大正時代の狩猟の歴史が記されている。これらの狩猟文化の先行研究の上に、山梨県小菅村というひとつの山村地域における狩猟文化の近過去および現状を調査報告することで、多摩川源流の水源林域の野生動物の生態およびそこに暮らす住民との共存の姿が垣間見れることを目的としている。高度経済成長期を境に、狩猟もその目的が変化している。戦中後の狩猟を実際に行っていた狩猟者の話を記録する。

調査を行う中で、村民および多摩川流域の住民に、水源林と狩猟の関わりについて理解を深めてもらいたい。現在、小菅猟友会の対外的な活動としては、小菅村主催の多摩源流まつりで毎年イノシシの丸焼きを提供している。今後、源流の里のアイデンティティのひとつとして、狩猟文化の位置付けを確立し、後継者を増やすひとつのきっかけとなり、源流地域の活性化促進に寄与する一基礎研究となることを目的としている。

## 第1章 調査の概要

### 1-1 調査地域の概要

山梨県北都留郡小菅村は、多摩川源流地域のひとつであり、村内の面積を大きく占める山林は水源林となっている。この地域の主要な山岳は大菩薩嶺（2,057m）、三頭山（1,528m）などである。村の人口は平成17年3月末現在987人、世帯数は357世帯である。

現在、村内に狩猟を生業としている者はいないが、狩猟は地域生活文化の一つの特色であり、その技法や知識は口承によって受け継がれてきている。

小菅村の猟期は11月15日から2月15日までである。狩猟免許には「網・わな猟免許」「第一種銃猟免許」「第二種銃猟免許」の3種類あるが、平成16年度現在、小菅では「網・わな猟免許」の登録者は3名、「第一種銃猟免許」の登録者は32名である。「網・わな猟免許」の登録者は「第一種銃猟免許」も併せて登録している。

### 1-2 調査方法

多摩川源流地域の小菅村において、現在の狩猟の内容及び歴史的変容を調査した。聞き取り調査を主として、参与観察も行った。調査内容としては、狩猟に関わる文化史、狩猟の方法・手順、獲物の生態、ワナ、猟銃、料理を中心とした獲物の利用等である。特に、獲物の利用について、解体方法、調理方法等について記録した。期間は平成16年4月から平成17年3月まで、調査対象者は小菅猟友会の会員を中心とした村民である。

## 第2章 調査結果

### 2-1 鉄砲撃ち

小菅では、狩猟をする人を「鉄砲撃ち（テッポウブチ）」と呼ぶ。戦前は買われていたウサギが貴重なたんぱく源として栄養を補ったが、戦後の食糧難の時にはヤマドリ・ウサギ・イノシシを撃って、食を助け貴重なタンパク源だった。シカは戦後は売って現金にしていたので、自分では肉は食べられなかった。そのため、内臓や骨の髄まで押し出して食べた。山鳥も収入源としていたので、食べていなかった。昭和30年代は小菅の村民は、炭焼きや農業を主にしていた。植林やキリカエバタによって、動物達のエサが減少傾向にあり獣害も増加した。そのため、現金収入を得る目的と同時に有害駆除のために、鉄砲撃ちは増えた。昭和40年頃には鉄砲撃ちは150人ほどいた。昭和50年には鉄砲撃ちは80人ほどになった。減少したとはいえ、まだその頃は村内の各集落ごとにグループをつくり、大物撃ちをしていた。現在、山梨県北都留小菅分会には、32人の狩猟登録者がおり、集落が近いもの同士が集まった大物グループが2つある。そのグループを「大物クラブ」と呼ぶ。イノシシ・シカなどの大物猟は10名ほどの人数で、猟犬を3から4頭使っていく。グループでは、猟犬が怪我をした時に会員同士で医療費等の協力体制をとっている。

### 2-2 鉄砲撃ち言葉

鉄砲撃ち仲間の中で使われている山言葉がある。隠語的な要素を含むものと、実際の狩猟を行う中で使われる場所などを指すものと二種類ある。

サルは、「去る」の音から、「エテコウ（猿手公）」「エテボウ」「アニイ」「オネエチャン」「エセンボウ（＝暴れん坊）」などの隠語を用いて呼ばれている。カモシカは、非狩猟鳥獣であるために獲物とはならないが「ボッコ（腐った木）」「バカ」「タチガレ」などと隠語で呼ばれる。山鳥は「チョウチョウ」という隠語がある。

隠語以外の鉄砲撃ち言葉としては、「ハンヤ（半矢）」は急所を外して弾があたり傷を負わせながらも逃げられること。「ネヤ（寝屋）」はシカやイノシシなど、動物達の寝る場所のこと。「ウツ」はイノシシの通り道のこと。「ヌタ」は、シカやイノシシなどが脚や体をつけて、体温を下げたり、ダニをとるための泥地である。方向に関するものでは、「オキ」

とは人家から離れた方向や場所を指し、「トバ」は人家に近い方向や場所を指す。

## 2 - 3 獲物

### 1) 獣害

山林と耕作地への獣害は増加している。山林においては、登山道の木製の標識をシカが角を研ぐことに使って字が読めなくなったり、樹木の新芽を食い尽くしてしまい樹木の成長を妨げている。耕作地への被害としては、小菅において多くの村民が栽培しているトウモロコシはハクビシン等の被害が大きい。ハクビシンは一晩で一区画分の耕作地のトウモロコシを全てを食い荒らすこともある。良く実っているものを選び、多くの実を少しずつかじるので、害を受ける面積が大きい。ワサビへの獣害もある。山鳥・シカ・ウサギなどはワサビの葉・茎を食べる。芯まで食べきるのはシカである。ワサビの沢にいる沢カニを食べるために、ワサビの苗を抜いて駄目にしてしまうのは、イノシシやサルである。ドングリがない年は、ワサビへの害が大きい。近年、小菅に来るカワウも増加傾向にある。カワウは養魚場の魚を大量に食べてしまうため、問題となっている。

これらの獣害対策として有害駆除が行われている。有害駆除は年中、時期に関わらず、獣害があった時に被害を受けた個人が JA か村役場に申し出て、村長名で依頼された経験のある猟師が行う。この場合、普段の大物グループには関係ないメンバーで猟を行う。有害駆除メンバーには、現在 27 人が登録されている。有害駆除では耕作地への害が大きいサルと疥癬病のイノシシを獲った場合には、2 万円が報酬として村から支払われる。その報酬は狩猟者と狩猟グループとに分配される。

### 2) 狩猟鳥獣の生態

鉄砲撃ちは獲物が獲れる獲れないを「エサったけのもんだ」と言うことがある。これはエサがあるところに動物は集まるの意である。エサの有無、つまり自然界の状況によって、獲物がある年や場所とそうでない年と場所がある。キノコがあまり生えない年は狩猟もあまり獲れない。天候が生態に大きく関係あることを表している言葉でもある。鉄砲撃ちは、猟期である 11 月 15 日から 2 月 15 日以外も、一年を通して、有害駆除や川釣り、山菜採り、キノコ採りなどで山林や溪流に入り、その山林内の生態を観察し熟知している。

現在、小菅村で主に狩猟対象となっている鳥獣は山鳥、キジ、ツキノワグマ（山梨県で

は年間捕獲数を制限している)、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、キツネ、テン、ハクビシンである。小菅郷土小誌によると、村の猟の状況は明治の終わりから大正、昭和の戦前までは主としてノウサギや雉、山鳥などで大物といわれた シカ、クマ、イノシシなどは1年に数等というわずかな数であったという。

イノシシやシカは、石垣よりも土間（ツチマ：土が厚いところ）の上を通る。イノシシもシカも敵から身を守るために尾根に寝ていることが多い。生まれた所や、その年のエサがある所が行動範囲である。

イノシシは敵から身を守るため、ひらけた平らな所は好まない。黒木（杉やヒノキ等の針葉樹）の方へと逃げる性質がある。黒木やササなどで隠れながら、移動する。イノシシは一度来た道と同じように帰るといった行動をとる。そのため、足跡が往復しているように見えづらくしている。イノシシの足跡は大きな前蹄の後ろに抑爪もついているのが判断するポイントである。イノシシのヌタ場の中にはカエルが 100 匹ほども生息していた所もあったが、イノシシがヌタ場として来始めるようになると、カエルやその卵はイノシシの食料となるため、カエルは減った。イノシシは、一妻多夫性 1 年 1 産であり、交尾期は普通 1 月で 4~6 月頃に 1 回 5 頭前後を産むが、産仔数は 1 頭のこともあり、10 頭のこともある。ブナの実が多くなった年はイノシシに脂がのり、肉がおいしいと言われている。

シカは寝ていた方向へと帰るといった帰巢習性があるため、「シカは廻って来る」と言われる。シカの糞は俵型で、いつも同じ場所でため糞をすることが多い。行動は集団で行う。シカは 4 月末に角の生え変わりがあるが、喧嘩などによって、シカの角が折れていることもある。木を切ったり、ヤブを刈った所は、新芽がでているので、シカが好む。青い草を噛んで、吐き出すことをするが、これは草の汁を飲んでいるようだ。シカは昔は 2000m 級の山、例えば大菩薩、雲取山などに行かなければ獲れなかったが、最近では民家近くの畑にでてくるようになった。シカの交尾期 10 月頃で、5~6 月頃に 1 頭（稀に 2 頭）を産む。一夫多妻性なために、その生態数はかなり増えやすい。

昭和初期まではキジが多くいた。ヤマドリは、昭和 30~40 年頃まではどの沢にも 5~6 羽はいた。コジュケイも多くいた。山鳥は、オスのみが狩猟鳥獣である。山鳥はハンヤになつたり追われると、岩の下やカゲに身を隠すことが多い。山鳥以外の鳥を見かけたときには、近くに山鳥もいることが多い。山鳥は朝に水を飲み、沢へ降りてきて、1 日かけて、また登っていく。鳥撃ちはひらけていて撃ち易いので沢沿いに登る。現在は鳥の数が減ったので、鳥撃ちは生態数の維持のため、自粛の傾向にある。山鳥は山ブドウを好んで食べ

る。カモ類は、夕方になって見られることが多い。カラスはカモ類よりも明るい時刻に見られる。トラツグミは、地方名で「チョーマン」と呼ばれている。

小菅に生息するクマはツキノワグマである。木や岩の穴に寝ており、穴はクマの頭が入れば体も入るので入り口は小さい。穴に入るとクマは穴まわりをかじってきれいにする。クマは北向きの場所に寝ていることが多いと小菅では言われている。白糸の滝近辺は、昔「クマの団地」と呼ばれるほどいた。昭和 30 年くらいまでは、クマが獲れると担いで下山するのに、精力をつけるために、その血を弁当箱 1 つ分位も飲んだという。現在は、山梨県内でクマの個体数の維持のため、捕獲を平成 10 年から平成 14 年の 5 年間、禁止していた。平成 15 年からは、県下に 400 頭以上の生息が確認されたため、その 10%までは生態に害がないという専門家の判断により、年間 40 頭まではオリによるワナで捕まえるようになった。

### 3) 病気

奥多摩の在来のイノシシはトンコレラが明治期くらいに流行って絶滅したと言われている。そのため、「昭和 25 年に小菅で初めてイノシシが確認された」と幾人もの鉄砲撃ちが口にするほどである。

リスは生態数が減少傾向にあるようだが、現在非狩猟鳥獣であるムササビは維持傾向にあるようだ。タヌキやキツネ、イノシシなどはヒゼンダニによる疥癬病にかかっている個体数が近年増えてきている。疥癬病の動物は獲れても食べることはせず、病気が広がることを防ぐために土に埋める。

## 2 - 4 猟銃による狩猟

### 1) 狩猟用具（ライフルと散弾銃）

徳川時代、小菅ではかくれ鉄砲が存在し、火薬の製造が行われていたという。木炭（山ツツジの木を燃して炭にすると火力が強い）、硫黄、硝石（＝硝酸カリウム）が材料であった。昭和 40 年頃まで、銃弾は猟師各々が手づくりをしており、現在の販売している弾よりも性能は低かった。

現在使用されている猟銃には大きく分けて、ライフル銃と散弾銃がある。散弾銃には構造の違いによりいくつかの種類があるが、小菅では鳥撃ちに適する上下二連銃、大物撃ち

にも適する水平二連銃、自動銃が主に使用されている。最も使用されている数が多いのは水平二連銃である。村内の猟銃保持数は、平成17年3月末日現在、ライフル銃9丁、散弾銃53丁で、散弾銃の方が圧倒的に多い。これは小菅の山の地形や沢が狭くそれほど開けておらず最大有効射程（獲物を殺傷して捕獲できる最も遠い距離）がそれほど長くなくても良いことと、近年山梨県内はツキノワグマの生態数保持のために獲物の主な対象ではないためである。

猟によく使用されている弾はクマ、イノシシ、シカの大物にはスラッグ（12番）弾、シカをメインで撃つ日はOOB弾、鳥撃ちには6号の3種類である。小菅ではスラッグ弾を「イチリュウ（一球）」、OOB弾を「キュウリュウ（九球）」と実包に詰められた弾の数で呼ぶことが多い。

猟期以外には、銃器の扱いや技術を高めるために、射撃場にて練習をしている。都留市もしくは大月市にある射撃場に行くことがほとんどである。

## 2) 着装具（服物・携行用具・所持免許証・狩猟登録証）

服装は、滑落、寒さ、マムシなどに備えたものである。靴は足首を覆う長靴で防水防寒加工になっているもので、靴底にスパイク付のものを使用することが多い。帽子と上着は、誤射を避けるために、目立つ色合いのものにしている。大日本猟友会ではオレンジ色の帽子とベストを会員に支給し、着用を義務付けている。周りの人に狩猟者であることを知らせる副次的な効果もある。手袋は防寒と銃器操作の際の滑り止めになり、皮製のものが好まれている。また、雪の中で腰を下ろすことが多いので、「シリッカワ（尻皮）」と呼ばれる毛皮の腰当てを使用している人が多い。カモシカの毛皮で作られたものが最も良いとされる。水分を弾き、毛の密度が濃く保温性にも優れている。しかし、現在は非狩猟獣であるため、手に入りにくい。そのため、クマやシカのものを使うことが多い。クマの毛皮で作られたものは軽く毛が柔らかいが、耐久性に優れ磨耗に強い。シカのもは毛が抜けやすく保温性も弱く、摩擦にも弱い。

狩猟を行うには、2種類の免許が必要である。ひとつは銃砲刀剣類所持取締法に基づく「銃器の所持許可」であり、警察庁から許可を得る。ライフル銃に関しては継続して10年以上猟銃の所持許可を得ている者でないと許可の要件を満たさない。網・わな猟のみの場合は銃器の所持許可は不要である。もうひとつは鳥獣法に基づく「狩猟免許」であり、環境省から許可を得る。また、狩猟をする都道府県全ての各知事に年ごとに狩猟登録を申請する

必要もある。これらのうち、銃猟をする場合には「銃器の所持許可証」および「狩猟登録証」、「狩猟登録記章」は必ず身に着ける義務がある。網・わな猟の際には「狩猟登録証」「狩猟登録記章」を身に着ける義務がある。

### 3) 方法

狩猟の仕方は、獲物によって 2 種類ある。山鳥などの鳥類や小動物などを獲物とする場合には、1 人の鉄砲撃ちが 1~2 頭の猟犬を連れて猟をする。イノシシやシカなどの大型獣を獲物とする場合には、数人の鉄砲撃ちが数頭の猟犬を使ってグループ猟を行う。グループ猟を行う際の役割の呼び方として、トバの方から猟犬とともに獲物を追う役を「セコ（勢子）」「犬かけ」、オキの方で獲物が来るのを待ち撃つ役を「ウチテ（撃手）」もしくは「マチ」という。ウチテが待つ場所を「タツマ」と呼ぶ。図 1 に小菅でよく使われるタツマの位置を地図に示した。また、図 2 にグループ猟の方法を示した。

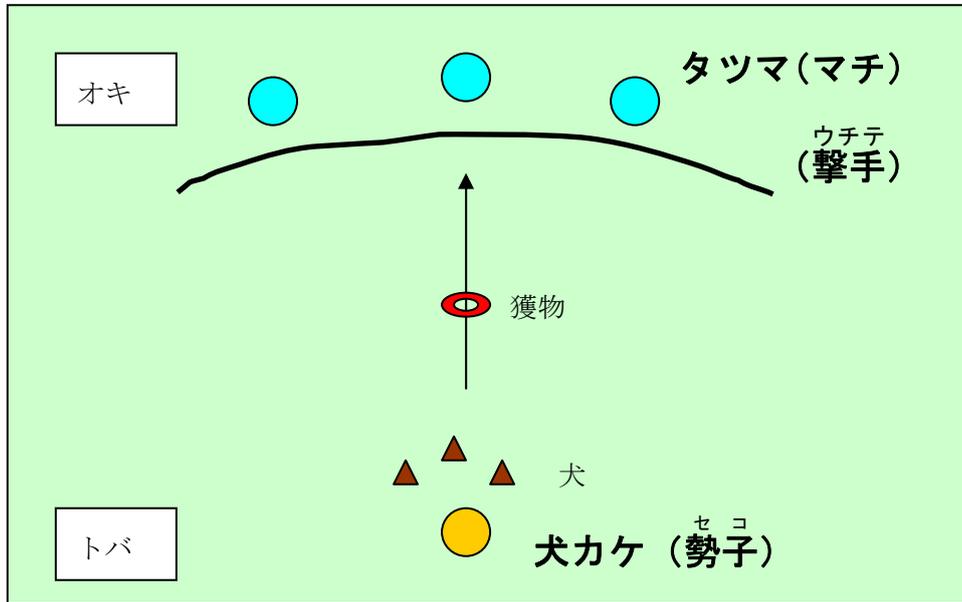
朝早い方が犬もニオイを嗅ぎ易い。日が昇り時間が経つと、ニオイが蒸発し、嗅ぎにくくなるといわれているため、猟は日の出とともに早朝から行われることが望ましい。タツマを決め犬を放す前に、みんなで獲物のいると思われる場所を歩き、足跡や枝の折れた跡など、動物の動きを確認する。この作業を「見切り」という。雨や雪が降った後は、足跡が残り、そこを通った獲物の種類や時間帯、方向などを判断しやすい。風の強い日は動物の気配や足音等を感じられないので、狩猟日としてはあまり適さない。登山道は踏み固められているので、獲物の足跡がつきにくい。そのため、登山道を離れ歩くことがほとんどである。足跡の確認とともに、鳥の飛び立つ羽音や、草や木の揺れ等の物音に対して敏感にし、動物の動きを察知する。

犬カケが「オーイ」「ホー」「ホイホイ」と犬の鳴き声を真似て、イノシシやシカを追うこともある。これは、①獲物を追う②犬を元気づける③タツマに犬かけの位置を知らせ誤射を避ける等の意味がある。

タツマは図 1 に示した「ノーマダワのヒノキ」「山沢入りのヒノキ」などを目印として、無線にて指示を受けて場所を決める。タツマは木の陰に隠れて、獲物から身を隠すようにする。これはもしも撃ち損なった場合にイノシシなどは向かってくることもあるので、動物の突進を防ぐ意味もある。原則、風下にいるようにして、獲物に気取られないようにする。タツマに長時間いると寒いので、火を燃すときには枝を燃してオキにし、煙を出さないようにする。火を燃す時に、ダケカンバの樹皮を用いて、燃料とすることが昔から行わ



図2 大物撃ち関係図





ククリワナとは、獲物の通り道などに設置しておいた針金やワイヤーなどで作った輪によって、獲物の足や体をくくり捕らえるワナのことである。捕らえようとする獲物によって、ワナの大きさや形を変える。小菅ではイノシシを獲ることによく使った。木々の間の草むらなどに隠しつつ仕掛けたという。現在は、ククリワナを使用して、クマを捕獲することは禁止されている。禁止される以前に小菅の酒井崑氏が考案し使用していた「酒井式ククリワナ」は、良くクマが獲れたという。そのワナは、クマが柿の木に実を食べに来たところを獲るので、柿の木に仕掛ける。クマが木から下りてくる動作をする時に手を括りあげる仕掛け。この方式は木自体も傷めずに仕掛けることができる。

### 3) ハネワナ

ハネワナとは、穴を掘った中にワナを仕掛け、獲物の脚が穴に落ちるとワナのパネがはね上がり脚を捕らえる仕組みになっている。ワナの仕掛け方は次のとおりである。

- ① 直径30cm程の穴を掘る。
- ② 穴の中に張り出した木の根などを切る。
- ③ イノシシの脚を絞める輪状にしたワイヤーの先を穴に仕込む。  
Y字になっている小さな枝でワイヤーを外れ易いように、穴に軽く固定させる。
- ④ 穴の上部に細い竹棒を数本寝かせて刺し、その上に紙を敷き、土をかぶせる。  
竹棒の本数や刺し方は犬などが上に乗っても折れない程よい強さに調節する。
- ⑤ ワイヤーのもう一方の先を近くの木に巻きつけ、ピーコピーコ（発信機）をつける。  
ククリワナはひとつの尾根に3箇所位かける場合が多い。

### 4) オキワナ（トラバサミ）

ハクビシン・キツネ・タヌキ・テン・イタチなどが養魚場の魚や耕作地のトウモロコシなどの作物を食べてしまうことを防ぐために仕掛けられることが多い。小菅ではオキワナと呼ばれるトラバサミとは、動物が踏んだときに支点が外れ、強いバネの力で獲物の足などをはさんで捕獲するワナのことである。野生動物の通り道などに設置される。現在は、内径の最大長が12センチ以上のトラバサミ、のこぎり歯のあるトラバサミは危険であることなどから使用が禁止されている。

### 5) 箱ワナ

小菅で箱ワナと呼ばれているワナは、いわゆる囲いワナと同じ仕組みになっている。囲いワナとは、獲物が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入り口が半自動的に閉まることにより、獲物を閉じ込めて捕獲するワナのことである。仕掛けの餌は肉などをつける。小菅ではオキワナと同様に養魚場や耕作地への被害に対して有害駆除の目的で使われることが多い。なお、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、狩猟免許や狩猟者登録は不要である。

## 2-6 猟犬

猟犬は大きく鳥獣犬と獣猟犬に区別される。小菅ではハウンド系、ビーグル系の獣猟犬が主に使われている。猟犬には発信機と名札を首輪につけられている。発信機は「ピーコピーコ」と呼ばれている。犬によっては、八王子まで獲物を追っていったり、幾晩も追いなかなか戻ってこない犬もいる。

狩猟犬は、追い鳴きとニオイ鳴きは声が全く異なり、鳴いて獲物の居場所を知らせる。また、獲物を威嚇し、鉄砲撃ちが獲物に近づくまで逃がさないようにする役目を果たす。次の点が良い猟犬かどうかの評価基準となっている。「①ニオイをずっとたどれるか ②イノシシのネヤ（寝屋）でイノシシを起こせるか ③牙などで一度やられてもその後またイノシシに立ち向かえるか ④グループ猟の場合、他の犬と行動をともにできるか。喧嘩をしないか。⑤銃の音を怖がらないか ⑥獲った獲物の肉を食べてしまわないか。」生後6ヶ月くらいから、できるだけ猟場となる山林へと連れて行き、訓練を行っている。猟師自身も山を知ることは重要な要件であるが、猟犬にとっても山歩きをした経験が多いほど良い猟犬へと成長するといわれている。河口湖にあるトレーニングセンターへ訓練に出す人もいる。ある鉄砲撃ちは昭和50年ごろ、良い犬を飼っていて、年間100羽ほども山鳥を獲ったという話が言い伝えられていることからわかるように、小菅の猟においても猟犬の良し悪しは猟の成果と大きく関わる。そのため、狩猟犬は愛玩犬とは異なるかわいがられ方ではあるが大事にされている。鉄砲撃ちの飼い主と猟犬の間には深い信頼があり、その関係によって良い猟ができるという話を幾度と耳にした。

小菅においては猟犬はメスがよいといわれることが多い。もちろん個体差はあるが、成長の過程において、猟づき（＝猟力がつき、仕事を身につける）が早いのがメスだという。細かい仕事が得意で、鳥撃ちなどにも向いている。子を産むためか帰巢本能が強いと言わ

れている。オスはイノシシやシカなどの大物猟に向いている。気性の荒さはメスの方があ  
るが、大物に立ち向かう勇氣はオスの方が向いているようだ。ただし、個々の犬により差  
はあるので、成犬になってからは個体によるといわれている。

和犬と洋犬では、それぞれの良いところがある。例えば、和犬の方が家への戻りがよい  
等。そのため、両方の血統を掛け合わせて、より狩猟に向く犬を育てる工夫をしている。  
プロットハウンドは 20 年前から使うことが始まった。試行錯誤でかけあわせをしたり、良  
い猟犬だとされている犬の種を買ったりしているが、近年小菅でよく使われているのが、  
プロット・ハウンド、ブルーティク・クーンハウンド、ツリーイング・ウォーカー・ク  
ーンハウンド、ビーグル、紀州犬などである。プロット・ハウンドは粘り強く丈夫で、獲物  
をかなり遠くまで追跡し、大物の動物にも立ち向かえる特色を持つといわれている。小菅  
では一晩中イノシシを追っていたプロットもいる。ブルーティク・クーンハウンドは鼻が  
よく、追跡中の動物の残した古い臭跡もたどることができるといわれている。紀州犬は気  
が荒く扱いにくいとされ、小菅では他の犬種とかけ合わせることが多い。鳥撃ちでは、日  
本犬の場合はすぐに近づいて鳥を飛び立たせてしまうが、セッターやポインターは鳥を威  
嚇し、鳥がすくんで飛び立たない。そのため、鳥撃ちには洋犬を使うことが多い。良い猟  
犬は猟師間では 50 万や 100 万円という金額で売り買いされることもある。

獲物を獲った後、猟犬が獲物を噛むことがあるがあまり噛ませない。理由としては獲物  
に対する恐怖心が薄れ、不用意に獲物に噛み付き、反対に殺される犬が多く出るためであ  
る。獲物の解体後には、獲物の脚（第 1 関節以下を毛皮のついたまま）や煮た骨をしゃぶ  
らせる。

小菅ではもともと犬のみによる咬み殺し猟をすることはない。ただし、全国的な流れと  
しては、平成 14 年度猟期より、狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法として、①犬に噛み付かせ  
ることのみにより捕獲等する方法、②犬に噛み付かせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍  
らせ、法定猟法を使用する方法以外の方法により捕獲等する方法、が追加された。吠え止  
めや咬み止めではなく、咬み殺しを専門とする猟犬を使用する猟は好ましくないことから  
規制されたものである。

## 2 - 7 解体

獲った獲物は山から降ろして猟師宿や自宅で解体される。もしも、急斜面であったり、

獲物が大きく人手がない場合などは撃ったその場で解体し、肉を持ち帰る。イノシシの解体を例にすると、4人の場合で1時間ほどで解体できる。解体の手順は以下のとおりである。

- ① イノシシの体を洗い、土を流す。
- ② 手足から皮を剥ぐ。
- ③ 腹部・頭部の皮全体を剥ぐ。
- ④ 四足を外し、骨と肉に分ける。
- ⑤ 背肉・腹肉をとる。
- ⑥ 腹を割り、内臓を取り出す。(心臓、肝臓、肺はモツ鍋用に分離し、大腸等は犬の餌にする。)
- ⑦ 骨・頭部を外す。

シカの解体も同様の手順で行われる。シカの皮の方が、イノシシの皮よりもやわらかく剥き易い。

解体後、肉は猟に参加した人に分配される。頭部は獲物を撃った人が持ち帰り、大きな鍋で煮て食べる。その際、舌も頭と一緒にスライスして煮る。骨は猟で活躍した犬たちに与えられる。

ウサギは腸をとらずに脚を縛ってぶら下げておくと肉は傷みにくい。

ヤマドリは先が曲がって鉤状になっている棒を肛門に入れ、腸を引き出す。そうすると、腐りが遅くなり、3~4日長くもつ。台所や玄関の高い所に吊るしておく。食べる時には、羽を抜き、火で炙り、細かい毛を燃す。そして、肉を切り分ける。

## 2-8 調理

解体後、内臓は猟師宿ですぐに調理される。イノシシとシカの内臓は大根と一緒に醤油、酒、砂糖で甘辛くモツ煮にされる。イノシシとシカの心臓は山の神に供えた後で、ニラやニンニクなど一緒に醤油と砂糖などで甘辛く煮て「モツ鍋」にして食べられることが多い。シカミノ袋(胃袋)はササやドングリがたくさん入っている。それを丁寧に洗い、刺身にして、醤油とワサビで食べる。シカ肉は生で刺身で食べるが最もおいしい食べ方といわれることが多いが、イノシシとシカの肉を茹でたものに、醤油とニンニクやショウガをつけて食べるのもおいしい。イノシシ肉の炭火焼は、塩コショウ味が最も多いが、人によっては味噌ダレ(味噌・ニンニク・唐辛子・砂糖)をつけることもある。イノシシは、おじ

や（イノシシ肉・大根・ジャガイモ・味噌・長ネギ・米）や、うどんなどにもされる。また、「とれない猟師は皮をもらってきた方がいい」という位、皮についているヨロイと呼ばれる脂身はおいしい。イノシシのヨロイ剥きは、20センチ×10センチ位に皮を切り、その真中に釘をうち固定するし、ヨロイと毛皮を切り離していく。水から小さく切ったヨロイを茹でる。それを、醤油・味の素・ワサビ・長ねぎで味をつけながら食べる。昔は、イノシシのオス・メスの味の違いはさほど無かったが、今はメスの方がよく脂がのっていておいしいといわれる。

現在ではなかなか手に入りにくいのが、山鳥は、すき焼き、刺身（胸肉）、オジヤ（白菜と肉を醤油ベースの味付けで煮て作る）にして食べられる。クマ肉はすき焼き風に調理をして食べられる。また、近年食べられることはなくなったが、ウサギは昭和50年頃まで小菅の正月に欠かせないもので、お吸い物に入れられた。また、結婚式でもウサギ肉の刺身は必ず出されるものだった。そのため、そういった行事の時には鉄砲撃ちがウサギを獲りに行った。ウサギは、おじや（ゴボウ・長ネギ・丸麦か押し麦・醤油）にすることも多かった。

## 2-9 利用

昭和20年代にはムササビの毛皮で大きな現金収入を得ることができた。襟巻きとして、フランスに輸出することもあった。特に小金沢に獲りにいくことが多かった。小金沢への猟の場合、4~5人ほどで数日山にこもることもあり、「ミッカヤマ（三日山）」「イツカヤマ（五日山）」と言われていた。山へ入る日数は縁起をかつぎ、奇数日間であった。この猟のために、小金沢には「甲州小屋」と呼ばれる小さな非難小屋が小菅の鉄砲撃ちによって建てられ、昭和20年後半まで存在していた。戦時中には、ムササビ（バンドリ）やウサギの毛を軍隊の耳あて用に供出していた。昭和30年初め頃、テンの毛皮1枚は米1俵もしくは炭焼き1回分とほぼ同じ値段で売れた。そのため、「金を人に借りるよりも、小金沢（＝地名）に行った方が早い（小金沢にテンを獲りに行ってきた方が早く金になるの意）」とも言われていた。毛皮の加工としては一次加工までしか村内ではしなかった。動物の皮を剥ぎ、広い板に釘で20箇所くらい打ちつけ、張って乾燥させる。そして皮が硬くなった状態で、皮を売っていた。対象となった動物はムササビ、キツネ、タヌキ、テン、シカであった。50年ほど前、小菅には「タヌキおじい」と呼ばれた毛皮買い人が青梅からよく来ていた。この毛皮買い人は皮を捌き、肉だけを置いていっていた。

クマの毛皮はなめして、敷物やシリッカワなどにされるが、県内のクマ捕獲数制限のために現在ではほとんど獲ることはない。イノシシの皮は若い犬の訓練用として、においを覚えさせるために使われている。シカの皮は売ることもあるが、ほとんど使われていない。シカの角は、良いものは売る。この良いものという基準としては、枝角が3本以上あるものが装飾品としての価値が高いとされている。また、村内ではシカの角を使って、自分でナイフやナタの柄にする人もいる。また、イノシシの牙も大きいものは撃った人が持ち帰りキーホルダーなどの装飾品として使用される。

塩山ではイノシシの鼻を乾燥させて飲むと膝痛などに効くといわれているが、小菅では「寝つきの薬」と言われ、寝つきのお守りとして形のまま乾燥させたものを明治・大正まで持っている人もいた。これは、夢を食べる獺の話からきたものようだ。

クマとイノシシの胆のうは乾燥させて、胃腸の薬として用いられる。特にクマの胆のうはかなり希少価値があり高価である。サルの胆のうは目薬として利用される。胆のうを干して削り粉末にし、湯に溶かしたものを直接点眼する。ボヤ（枝）で目を傷つけた場合や花粉症に効くといわれている。

## 2 - 10 信仰と禁忌

「山の神」は、女性の神と信じられている。そのため、女の人が山に入ると、神様がヤキモチを焼くので良くないとされ、さらに山が穢れると言われている。狩猟に出かけるときに、山の神に祈る。神棚もしくは高い所にお神酒を供え出かける。クマやイノシシ、シカなどの大型獣が獲れた時は、心臓を3つに割って切込みを入れ、「山の神」にお神酒とともに供える。小菅では祝い事には奇数が良いとされている。その供えた心臓は猟師宿のものになる。

戦前は、11月21日に狩場という場所にある「山の神」の祠に、小菅の猟師全員でお参りに行った。その際には「オカラク」と呼ばれるワラに包まれた米団子を供えた。現在ではその慣習は残っていない。

禁忌としては、「ミカンの皮は捨てておくとイノシシが来なくなる」「梅干を持っていると獲れないので、弁当に入れない」などと言われていたが、現在はあまり言われなくなった。「猟場で猿という言葉を使うと獲物が去るので禁句」は現在も言われている。妻が妊娠していると獲れないといわれている地域が多くあるが、小菅においても妻が妊娠をしてい

る場合は弾が当たり難い、獲物が転ばない（弾が当たって倒れないこと）といわれている。

小菅内の小永田地区では氏神様が熊野神社であり、クマは信仰の対象であるために、現在もおクマを獲ることはしない。小永田の者がクマを獲った場合には神様の怒りに触れ、たたりがあると信じられている。

### 第3章 考察

千葉徳爾が狩猟では対象となる生物とその生態に応じた捕獲の方法とが存在すると述べている。そして、東日本の狩猟について、マタギのアオシン・クマ狩りを例に出し、その皮を藩への上納して米を得、その後も現金を得ることが目的であり、西日本ではイノシシやシカが多く農作物を保護するために害獣を防ぐのが目的であったと述べている。小菅では、他の地域と同様、高度経済成長期まではテンやムササビなど毛皮をはじめ獲ったものから現金を得ることが目的であり、さらに山村という厳しい自然条件のもと食糧難であり、重要なタンパク源でもあった。この現金収入と食糧が得られるようになった昭和30～40年頃になると、目的が変化してきた。イノシシとシカを主とした獣害への対策、および趣味としての狩猟である。

1975年の文献では、多摩・秩父山地の野獣増減について、多摩川流域においては青梅より上流において人口造林地が山地中腹までを占めており、青梅市を中心として江戸市場を目的として発達した近世中期以後の青梅林業によってもたらされた天然林の改変によって野獣が消長した。そのため、多摩川流域では大型の野生鳥獣が乏しく、これらを捕獲する職業の住民も稀で、その技術や儀礼もまったくといっていいほど失われていると紹介されている。しかし、2005年現在では、シカやイノシシの農作物や山林への害が大きい。小菅の農家に獣害が増えた理由を尋ねてみると、「ダムができたことで、動物が村へ降りてきた」と答える。イノシシとシカの多産や一夫多妻性などの生態を考慮しても、水源林の管理と農耕を継続するためには生息数のコントロールを人為的にしていく狩猟という行為は不可欠である。千葉徳爾は「狩人はそれなりの動物学というものを心得ている。」と述べている。今後、狩猟という生活文化には、地域の生態を知りえた質の高い狩猟家の育成を促進することが期待されるのだろう。

## 謝辞

本調査研究を進める上で、研究助成をいただきました「とうきゅう環境浄化財団」に感謝を申し上げます。また、調査でご協力をいただきました小菅獺友会の皆様、OBの方々には、ご多忙中お時間をいただき、どうもありがとうございました。今後、小菅獺友会が一層のご発展をされますことをお祈り申し上げます。

## 参考文献

- 梅棹忠夫（1976）『狩猟と遊牧の世界』講談社
- 北上町史編さん委員会（2004）『北上町史 自然生活編』
- ジェームス・サーペル（1999）『犬：その進化、行動、人との関係』チクサン出版社
- 守重保作編（1983）『小菅郷土小誌』小菅村
- 大日本猟友会（2003）『狩猟読本』大成出版社
- 田口洋美（1994）『マタギー森と狩人の記録』慶友社
- 田口洋美（1999）『マタギを追うたびーブナ林の狩りと生活』慶友社
- 千葉徳爾（1975）『ものと人間の文化史 14・狩猟伝承』法政大学出版局
- 千葉徳爾（1990）『狩猟伝承研究 補遺篇』風間書房
- デビッド・オルダートン（1995）『犬の写真図鑑』日本ヴォーグ社
- 遠野市立博物館（1998）『山と暮らしヤマダチー失われゆく狩りの習俗ー』
- 直良信夫（1968）『ものと人間の文化史 2・狩猟』法政大学出版局
- 平野惣吉・志村俊司（1984）『山人の賦Ⅰ』白日社
- 平野惣吉・志村俊司（1985）『山人の賦Ⅱ』白日社
- 平野惣吉・志村俊司（1988）『山人の賦Ⅲ』白日社
- 村井米子（1984）『マタギ食伝』春秋社
- 毛利総七郎・只野淳（1997）『仙台マタギ鹿狩りの話』慶友社

# 資 料 編

## 目 次

動物	25
ワナ	26
猟犬	32
装備	34
解体	35
料理	38
ヨロイ	40
利用・信仰	41
疥癬病	42



動物:クマだな



動物:クマ穴確認



動物:シカ足跡①



動物:シカ足跡②



動物:シカ足跡③



動物:シカ糞



動物:山鳥



①ハネワナ:道具



②ハネワナ:穴を掘る



③ハネワナ:ワナを仕込む



④ハネワナ:竹棒をさす



⑤ハネワナ:穴に紙をかぶせる



⑥ハネワナ:土で覆う



⑦ハネワナ:ワイヤーを仕込む



⑧ハネワナ:ワイヤーを木につける



㊸ハネワナ:発信



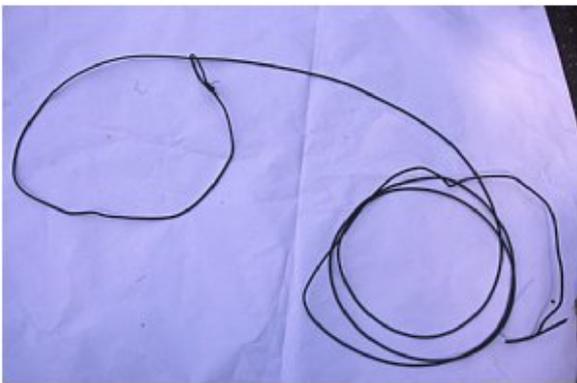
㊹ハネワナ:完成



㊺ハネワナ:鑑札



オキワナ(トラバサミ)



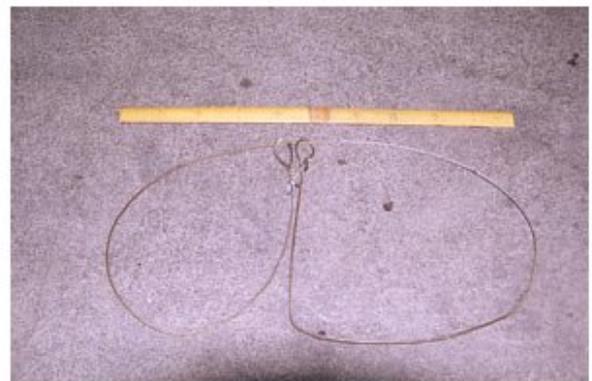
ククリワナ①



ククリワナ②



クマ箱ワナ



酒井式ククリワナ①



酒井式ククリワナ②



酒井式ククリワナ③



酒井式ククリワナ④



酒井式ククリワナ⑤



酒井式ククリワナ⑥



酒井式ククリワナ⑦



酒井式ククリワナ⑧



酒井式ククリワナ⑨



酒井式ククリワナ①



酒井式ククリワナ①



酒井式ククリワナ②



酒井式ククリワナ②



酒井式ククリワナ③



酒井式ククリワナ③



酒井式ククリワナ④



酒井式ククリワナ④



箱ワナ①



箱ワナ②



箱ワナ③



箱ワナ④



箱ワナ⑤



箱ワナ⑥



箱ワナ⑦



箱ワナ⑧



箱ワ㊟

獵犬



獵犬:ツリーイング・ウォーカー・クーンハウンド×ブルーティク・クーンハウンド



獵犬:ツリーイング・ウォーカー・クーンハウンド×プロット・ハウンド



獵犬:ツリーイング・ウォーカー・クーンハウンド×紀州犬



獵犬:ビーグル



獵犬:ブルーティク・クーンハウンド



獵犬:プロット・ハウンド①



獵犬:プロット・ハウンド②



獵犬:プロットハウンド×紀州犬

獵犬



獵犬:紀州犬×プロット・ハウンド



獵犬:紀州犬混血



獵犬:甲斐犬

装備



装備①



装備②



①解体:イノシシ



②解体:山から降ろす



③解体:シカとイノシシ



④解体:シカ



⑤解体:シカ皮を剥く①



⑥解体:シカ皮を剥く②



⑦解体:シカ腹をあける



⑧解体:シカ内臓



⑨解体:シカ頭



⑩解体:シカ首



⑪解体:イノシシ洗う



⑫解体:イノシシ皮を剥く①



⑬解体:イノシシ皮を剥く②



⑭解体:イノシシ関節外し



⑮解体:イノシシ脚



⑯解体:イノシシ軟骨

解体



㊦解体:全体風景



㊧解体:肉を分ける



①料理:内臓



②料理:内臓を煮る



③料理:シカもつ煮



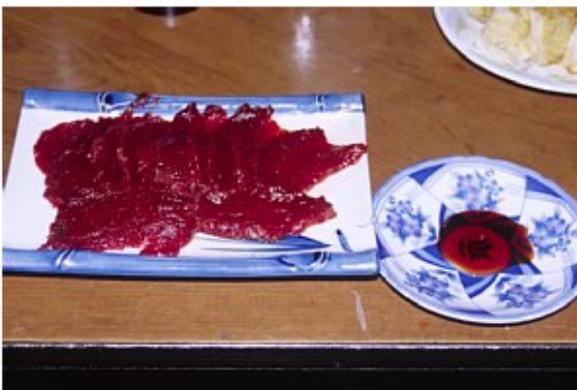
④料理:シカ胃



⑤料理:シカ胃袋



⑥料理:シカ胃刺身



⑦料理:シカ肉刺身



⑧料理:シカ煮



㊸料理:イノシシもつ煮



㊹料理:イノシシ炭火焼き



㊺料理:イノシシ鍋



㊻料理:イノシシうどん



㊼料理:イノシシ雑炊



①ヨイ:イノシシ皮



②ヨイ:板に釘で打つ



③ヨイ:皮とヨイを切り離す



④ヨイ:水で洗う



⑤ヨイ:小さく切る



⑥ヨイ:水からゆでる



⑦ヨイ:あくをとる



⑧ヨイ:ヨイ煮



①利用:イノシン胆のう



②利用:シカ飾り



③信仰:山の神と祝杯



④信仰:山の神



⑤信仰:心臓



⑥信仰:はつ煮

疥癬病



疥癬病:埋める



疥癬病①



疥癬病②



疥癬病③



疥癬病④

「<sup>た</sup>多<sup>ま</sup>摩<sup>が</sup>川<sup>わ</sup>源<sup>げ</sup>流<sup>ん</sup>地<sup>り</sup>域<sup>ゆ</sup>に<sup>う</sup>お<sup>ち</sup>け<sup>い</sup>る<sup>き</sup>狩<sup>し</sup>獵<sup>り</sup>文<sup>ぶ</sup>化<sup>ん</sup>史<sup>か</sup>に<sup>し</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>けん</sup>研<sup>き</sup>究<sup>ゆう</sup>」

(研究助成・一般研究 VOL. 27-NO. 161)

著 者 <sup>い</sup>井<sup>む</sup>村<sup>ら</sup> <sup>ひ</sup>礼<sup>ろ</sup>恵<sup>え</sup>

発行日 2006年3月31日

発行者 財団法人 とうきゅう環境浄化財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141